

日本機械学会フェロー制度に関する規定

1999年12月14日	評議員会制定承認
2003年3月25日	評議員会一部変更
2007年3月22日	評議員会一部変更
2011年10月5日	理事会一部変更
2013年3月26日	理事会一部変更
2019年3月26日	理事会一部変更

(目的)

第1条 機械及び機械システムとその関連分野又は本会の発展に顕著な貢献をなした会員に日本機械学会フェロー(以下フェローと略す)の称号を与え、もって、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを目的とする。

(資格要件)

第2条 フェローの称号を受ける資格は、原則として正員歴10年以上で以下のいずれかに該当し現在も活動中の会員とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) これまでに機械及び機械システムとその関連分野で特に顕著な貢献があること
- (2) 本会の発展に特に顕著な貢献があること

(推薦方法)

第3条 フェローの称号は推薦により授与されるものとし、推薦の方法は原則として次のいずれかによるものとする。

- (1) 正員3名(内2名はフェローとする)からの推薦
- (2) 本会の組織(支部・部門・部会・センターなど)からの推薦

(申請の時期)

第4条 申請にあたっては、推薦者は毎年9月末日までに所定の推薦書を会長に提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 理事会はフェロー候補者を選考するためにフェロー選考委員会を設ける。選考基準および選考方法は別に定める。

(認定)

第6条 理事会はフェロー選考委員会の報告を受けフェローを認定し、日本機械学会フェローの称号を授与すると共に認定証を交付する。

(任務)

第7条 フェローの称号を得た会員は、機械工学の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し、機械及び機械システムとその関連分野の発展に勝れて寄与すると共に、本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(財政支援)

第8条 フェローの称号を得た会員は、毎年会費とは別に会費相当額以上を寄付することにより、本会の諸活動を財政的にも支えることが強く期待される。永年会員、名誉員の称号を得た場合においても、第7条の任務遂行を継続することによりフェローの称号を保持する場合には、会費並びに財政支援を継続するものとする。

(フェローの返上)

第9条 第7条の任務遂行が不可能となったときは、本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

付 則

1. この規定は理事会の承認を得た日から施行する。
2. この規定は理事会の承認を得て改正することが出来る。